

を目的とする諸法規の改正、
 二、義務教育費職工教育費の國庫支辨、
 三、失業疾病養老災害保険制度の擴充及制定、
 一三、居住権の確定、
 一四、殖
 民地制度の合理的改革、
 一五、國民外交の確定、

宣言

關西民衆党は生れた而して我關西民衆党は衰轉極まりなき、我國の労働界にあつて常
 に正當なる進路を謀らば終始一貫合理にして穩健なる議會政策主義を以て直進し来りたる
 松組向上会と母体として生れ出でたる真に力強き無産大衆の政党である、謂ふ近き今日
 の社会は勞資二階級対立の社会にして貧富の懸隔益々甚しく國民大多數の生活の不安動搖
 の甚しき如きは存し其の原因は是れ何処にあるか、諒に今日も我國政治は一部支配階級
 の代表者の議會政治であつてその政治的権力は一つの階級が他の階級を上台として金力、上下バビ
 ロンの宗華を見おとす手段の爲に組織されたる権力たるに過ぎなきいかく隨つて権力の運
 用は國民多數の意志とは全く無關係に國家百般の施設制度の上下運用されて居たるが故で
 ある、而して關西民衆党の使命は實にこの社会実状の誤らざる認識の上台樹^立されたるもの

であつて即ち近世二系の皇室の繁栄と國民大多數の幸福とを念願とする國家中心主義を背
 棄して今日の誤れる政治の大改造を期し今將に獲得したる普通選挙制度によつて多年
 の主張である議會政策を以てこの目的への第一歩を踏み出したるのである、さればこそ吾等徒ら
 に矯激空論的なるもの、あまりに現実を離れて改造運動の魂を忘れたるかの如き者は將来
 断して握りする事をも好まず協力一致あくまで真面目を發揮して新日本の建設に努力せんとするもの
 である、希くは國家の爲にこの新興階級の政治勢力を培はんとするの士は来り投せよ、
 大正十五年十月十七日

◎ 規約

- 第一章 名称
- 第一条 本党は關西民衆党と稱す、
- 第二章 本部
- 第二条 本党の本部を大阪市北区相生町六三番地に置く
- 第三章 目的
- 第三条 本党は党の宣言綱領主張の貫徹を以て目的とす、